

議案第121号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等が休みやすい環境を整備するため、傷病手当金の支給について必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「次条第 2 項」の次に「及び附則第55項」を加える。

附則に次の見出し及び 7 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払を受けている被保険者等に係る傷病手当金）

- 50 給与等（所得税法第28条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して 3 日を経過した日（令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間の日に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、その者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 51 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上

げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

52 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、傷病手当金の額は、その額とする。

53 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

54 附則第50項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が附則第51項及び附則第52項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

55 附則第50項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

56 附則第50項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による休業補償給付若しくは休業給付を受けることができる場合又はこれらの法令によらず国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる場合には、行わない。ただし、その受けすることができる額が附則第51項及び附則第52項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(適用日)

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例附則第50項から附則第56項までの規定は、令和2年1月1日から適用する。